

## 特定非営利活動法人町田ヒューマンネットワーク 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1、計画期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日

2、目標と計画内容

目標：女性労働者の大多数にあたる女性介助者の平均勤続年数を0.3年以上伸ばす。

目標を達成するための方策と実施時期

○令和4年4月～

育児介護休業規定に「出生時育児休業（産後パパ育休）」について記載したものをホームページに掲載。

○令和4年4月～令和8年12月

毎月、衛生委員会にて労働時間数の把握と長時間労働への注意喚起。月1回、男女コーディネーター間で「すり合わせ会議」をし、男女間の問題意識の差や課題を共有し、意見を出し合う。業務量や負担感についても確認する。

○令和4年4月～令和8年10月

介助者に現在配置されている利用者宅での業務についての聞き取りをし、配置が適正か改善事項がないかを見直す機会とする。

○令和5年4月～令和8年3月

週20h以上の定期介助を持つヘルパーに対し面談をし、業務内容、業務量、希望する職位（働き方）について把握する機会を設ける。事業所に対する「働きやすさ」の意見を吸い上げる。

○令和4年～令和8年（3月・7月・12月）

IL部門で賞与時期に合わせて、働きやすさなどについての聞き取りをする。

○令和4年～令和8年（7月・12月）

マイライフコーディネーター・事務職員に対し、賞与時期に合わせて職場環境や業務について、事業所へ望むことの聞き取りをする。

\*上がった意見は随時部門ごとの会議で検討し、改善のための行動につなげる。